

議会運営委員会報告書

平成27年8月17日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成27年8月17日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 第4回臨時会の議事運営について
 - ① 議員発議について
 - 発議第3号 旧アルファビゼンにおける盗難事件の早期解決を求める決議について

議会運営委員会記録

招集日時	平成27年8月17日（月）		本会議休憩中	
開議・閉議	午後3時02分	開会 ～	午後3時17分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第4回臨時会)の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	議員	森本洋子		
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午後3時02分 開会

○橋本委員長 ただいまの出席は6名全員でございます。

きょうは、臨時議会並びに常任委員会あるいは分科会等々で大変お疲れのところではございますが、定足数に達しておりますので、ただいまより議会運営委員会を開会させていただきます。

直ちに議題に入りたいと思います。

まず、第4回臨時会の議事運営についてということで、事務局より説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、議員発議案について説明を申し上げます。

臨時会の休憩中に田原議員外1名の方より、お手元に配付しておりますとおり、旧アルファビゼンにおける盗難事件の早期解決を求める決議案が提出をされております。ただいまは臨時会の会期中でございますので、本案を議題とするかどうかは議会が急施事件と認めるか否かで決定されることになります。

つきましては、この資料を全議員に配付した後、本会議を再開いただきます。まずは、本日子で定められている全ての議事日程を終えていただきます。その後、議長から発議案が提出されたことを御報告いただき、日程に追加して議題とするかどうかをお諮りいただきます。日程に追加し、議題とすることが可決をされましたら、本会議を休憩いただき、追加日程表と発議案を配付して本会議を再開します。そして、追加した日程7で議員発議案の上程、提案説明、提案者に対する質疑、採決を行うこととなります。その際の提案説明は、田原議員が行われます。日程の追加が否決されましたら、そのまま会期1日の臨時会は閉会となり、本案は次期定例会に提案されることになると思います。

なお、日程が追加された場合の本案の採決ですが、簡易採決で行う予定でございます。簡易採決に異議があった場合の採決は、記名投票を要求される旨を伺っております。要求者のほかに賛成者1名がおられましたら記名投票となりますが、賛成者がおられない場合は起立採決となりますので、よろしく願いいたします。

記名投票となりましたら準備のための休憩をいただくこととなりますので、あわせてよろしく願いいたします。

議員発議案については以上でございますが、御参考までに休憩中の委員会の審査結果は報告第21号を除き全て原案どおり可決されております。報告第21号については承認でございます。

日程5では、各委員長から審査結果の報告をいただき、現時点では討論の通告もお受けしておりませんので、日程6、討論・採決では議案の審議結果ごと一括して簡易採決で行っていただきたいと考えております。

○橋本委員長 ただいま議会事務局から説明がございましたが、本件に関しまして質問あるいは御意見があれば賜りたいと思います。

○掛谷委員 誰に聞いていいのか、ちょっとわからないんですが、この告訴ということについて

いろいろ調べてみましたが、間違っただけで、議論としてちょっとお話をさせていただきます。これは告訴状、告訴についてです。その中に告訴人と非告訴人がおります。非告訴人というのは加害者、今は加害者というのはわからない、特定されていません。ということで、これは警察、検察、都道府県労働局、労働基準監督署等に送付する場合、そういった加害者の住所、氏名、電話番号等というのがこの中に必要な事項として書かれとります。そういうものが特定できてないのに本当にこれができるのかどうかというところがちょっと問題かなと思ってるんですよ。

そこをこれから発議されるわけですから、本会議場で発議者に質疑をすべきではないかなと思います。この議会運営委員会では、これらを日程に追加しますと、もし本会議場で議員の過半数をもって日程に追加せよということになりましたら、これが追加されますよということ聞き及ぶだけですので、中身の審査については議会運営委員会で何ら行うべきものではないというふうに私は認識しておりますが、事務局、いかがでしょうか。それらの疑義があれば発議者に質疑をさせていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○橋本委員長 ここで、議会事務局が先ほどの答弁をするわけにもいかんでしょう。

それと、私の聞き及ぶ範囲では被疑者不詳ということで告訴、告発はできるというふうに聞いてんですけど、それができんものを発議者もしようと言うてはこんのんじゃないですか。

○掛谷委員 いや、だから、そこを我々がわかった上で判断をしていかないと、それが日程の中に追加できるかできないか言われても、皆さん本当によろしかった上でそれを追加せよと、また追加しちやいかんというのがわかるんじゃない。判断基準がわからない。

○橋本委員長 日程に追加するかしないかは本会議で議員が決めることなんですよ。

ここで議運が決めるべき問題じゃないですよ。

○掛谷委員 でも、議運で日程を入れるためにやりよんじやろう。

○橋本委員長 だから、本会議場で可決をされた場合には、これが日程として追加されますよという説明を受けとるわけですよ。

○掛谷委員 だから、議運に日程追加をしませんかというて提案をされているんでしょう。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

違うんですか。なら、なんなんですか。

○橋本委員長 事務局、日程にこれを追加するかしないかは本会議で決定して、それを議会運営委員会が追認するような格好ですか。

○石村議事係長 日程追加を諮られるかどうかというのは議長の権限かとは思いますが、議会運営委員会を招集いただきましたのは、先例によりまして議員及び委員会提出の議案は議会運営委員会の協議を経て本会議に提出されることとなっておりますこと、それから議会運営委員会の承認のもとで議事を進めるということから、この委員会の開催をお願いしております。

○橋本委員長 であるなら、この発議第3号を上程するかしないかをここで決めるということ

すか。

○掛谷委員 そうでしょう。

○石村議事係長 上程するかどうかは本会議でお決めいただくことになります。

○橋本委員長 だったら、議運がここで何をこれで審議をするんですか。

○石村議事係長 日程追加を議長から御提案いただくことの御了承いただいた上で運営を進めること、また発議案の審議方法を御決定いただきたいと考えております。

○橋本委員長 いや、それでええんじゃないですか。これができるかできんかで追加すべきかすべきでないかということを決めたいと。

○掛谷委員 そうそう。

○橋本委員長 じゃあ、ここでできるかできんかの結論を見ないと、日程に追加するかしないかを我々議運では決められないというふうに掛谷委員は言よんですけど、それに関してはどうですか。

○掛谷委員 だから、ここの議運で諮ってくださいって議長が提出されたわけでしょう、基本的には。議長が却下したらここには出てこんのじゃから、この議運の中で、じゃあ議長が今言われたこれを、日程追加について議運で協議してくれと追加すりゃあそりゃええし、できないならできない。

○橋本委員長 ちょっと暫時休憩をいたします。

午後3時11分 休憩

午後3時16分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

ただいま出ておりましたこの発議第3号を議場に諮った上で、議員が日程に追加すべきという結論が出た場合には日程に追加されることとなりますが、それで委員の皆さんよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時17分 閉会